平成２９年（フ）第４３号
三重県鈴鹿市稲生西２丁目１番30号　サーキットハイツ102、前住所三重県三重郡菰野町大字田口新田467番地10
債務者　中尾正こと　ＮＡＫＡＯ　ＭＡＲＣＩＯ　ＴＡＤＡＳＨＩ
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２９号
奈良市南京終町７丁目595番地の７　プラムハウス303号
債務者　加藤理恵子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８０号
奈良県天理市指柳町245番地　木口アパート３号室
債務者　寶茂　　滋（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８５号
奈良市四条大路１丁目４番52―313号
債務者　今井麻衣子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９３号
奈良市六条西４－６－３　五条山病院、住民票上の住所奈良市東九条町552番地の６
債務者　西尾　光世
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２２号
鳥取県鳥取市気高町北浜２丁目78番地
債務者　井上　順之
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１４号
広島県安芸郡府中町山田２丁目12番２号　ニュー久保Ｕ202
債務者　島屋佳世子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５号
広島県安芸郡府中町本町１丁目５番８号
債務者　西窪　博美
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４９号
広島県廿日市市峠217番地８
債務者　中村　　豊
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５０号
広島市中区中町７番16―1608号
債務者　大田　玲子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５号
山口県下関市長府前八幡町４番10号、前住所山口県下関市熊野町１丁目１番20号
債務者　大嶋　育子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
山口県下関市菊川町大字吉賀127番地６　グリーンテラス菊川　Ａ号
債務者　竹村　茉美（旧姓中上）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
徳島県徳島市八万町内浜73番地の２　河口マンション108
債務者　坂本　裕一
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１号
徳島県徳島市南庄町１丁目30番地の３　アポスタ蔵本公園303号、旧住所徳島県徳島市南田宮２丁目８番20―202号　宮内ハイツ
債務者　上田　孝之
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島16番地３、旧住所徳島県鳴門市撫養町黒崎字宮津133番地エピーメロンＢ202号，徳島県板野郡藍住町住吉字逆藤56番地11
債務者　吉村　京子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
徳島県徳島市名東町３丁目563番地の５、旧住所徳島県板野郡板野町西中富字日出家68番地11
債務者　近藤智恵美
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
愛媛県松山市空港通６丁目６番20号
債務者　宇都宮浩明
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
松山地方裁判所民事部